

元「解同」近江八幡市協副会長西次郎被告の判決公判

「4つの犯罪全て有罪」の判決

2005年2月7日

甲良町議会議員 西澤伸明

本日、大津地方裁判所 2 号法定で元部落解放同盟近江八幡市協議会副会長西次郎被告の判決公判が開かれた。昨年 6 月に逮捕、威力業務妨害罪、恐喝未遂罪、中小企業協同組合法違反、恐喝罪により起訴されていたもの。裁判長は開口一番、「被告に懲役 3 年執行猶予 5 年の有罪判決」を言い渡した。

事実認定では、9 月 1 日付、9 月 22 日付、8 月 10 日付、など全ての起訴事実を事実と認定した。その理由をそれぞれ述べ、「いずれも被告の地位である権勢を背景として犯行に及んだもの」と「解同」幹部という地位を背景とした犯罪であることに踏み込んで、明快に断罪した。その上で犯行を反省しており、恐喝相手に対して 950 万円にて示談が成立していることなどの理由で一番長い執行猶予をつけたと述べた。控訴期間が 2 週間あり確定ではないものの、地裁の有罪判決は大変重い。

判決の言い渡された 2 号法定の 30 人近い傍聴席はマスコミ関係者など満席で立ち見の出るほどで、関心の高さを示していた。近江八幡市「解同」補助金返還訴訟原告団の 2 名も来られて、「これで義治に次いで次郎の有罪で『解同』市協の組織が犯罪と深くかわっていた事が隠せなくなった」など感想を語っていた。

甲良町の場合でも、同和教育（現在の人権教育）や運動で近江八幡市の解放同盟・西兄弟とは深い関係にあることを自治体関係者が話していたことがある。たとえ直接の関係がなくても、「解放運動」を背景に「理由のない金銭」を脅し取った、と認定されたのだから、犯罪の背景になった「ニセ理論」からの決別・清算が必要となるのは必至。甲良町行政が自ら解放同盟幹部の言いなりを清算できる「自浄能力」を発揮するか・・・??

また、「解同」滋賀県連傘下組織の役員・「大物解放運動闘士」の犯罪・有罪判決を県連委員長は、どう「裁く」か・・・??

「組織を背景とした威力を行使した犯行」

去る1月25日には、「解同」近江八幡市協元書記長西義治被告の判決と近江八幡市「解同」補助金返還訴訟の報告集会があり参加した。小川宏司市会議員が報告。

昨年12月1日の本人尋問において、裁判長の質問に答えて「若いときは部落解放運動に身をささげてきた」。恐喝をしたことについて「組織の周りの人は知っていた」。あなたのバックに組織があるので（やっていることが）広がらなかったと考えるのかー「そのように考える」などと解放同盟の威力を背景とした犯罪であったことを被告本人も認めている。論告求刑で判事は「業者の弱みにつけ込んで、狡猾・悪質、極まりない。市職員から指名業者を聞き出し、（自分たちが取ってきた仕事だから）当然のごとく行った」など述べている。

判決では有罪を認定。「部落解放同盟という組織を背景とした威力を行使して犯行に及んだ」とし「弱みにつけ込んで有形無形に脅かした」「傍若無人で脅し取った金銭の使い道は高級車 - フェアレディーズ」で自分だけの欲のための犯行であり「執行猶予をつけたと言えども、重い犯罪」と強調したという。

近江八幡では、同和研修を押し付ける「地区懇」を取りやめる地区が早急に広がるなど「解放同盟のしぼり」の効き目がなくなりつつある報告も頼もしかったことをお伝えしておこう。

【追伸】 2月8日記

翌8日の一般紙朝刊では、西次郎被告が解放同盟幹部であったこと、4件の犯罪で裁かれていること、彼の所属する組織の地位を利用して犯行に及んだことには一切ふれていないことを指摘しておきます。